

**厚木市中小企業融資制度
特定金融機関事務取扱書**

厚木市

産業文化スポーツ部産業振興課

電話 046-225-2830（直通）

厚木市中小企業融資制度特定金融機関事務取扱書

最終改訂：令和8年4月1日（現行）

《目次》

厚木市中小企業融資制度について

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

厚木市中小企業融資制度における事務の取扱いについて

- 1 預託契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 【参考】変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 3 月例報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 【参考】厚木市中小企業融資制度 利用者情報変更連絡票・・・・・・10 ページ

関連補助制度について

- 1 信用保証料補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 ページ
- 2 利子補給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ページ

融資申し込みの際の市税納税証明書の入手に当たっての留意点・・・・・・・・・・16 ページ

厚木市中小企業融資制度に係る押印の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・17 ページ

各種提出書類の訂正方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 ページ

厚木市中小企業融資制度申込書等の配布方法の変更について・・・・・・・・・・・・19 ページ

厚木市中小企業融資制度 Q & A

- 1 融資要件・資金の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 ページ
- 2 申込み、融資実行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 ページ
- 3 借換え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 ページ
- 4 補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24 ページ

- 【参考】月例報告提出書類早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 ページ
- 中小企業融資制度貸付状況報告書チェックリスト・・・・・・26 ページ
- 中小企業信用保証料補助金交付申請チェックリスト・・27 ページ

厚木市中小企業融資制度について

1 目的

市と特定金融機関が協調して行う融資制度により、市内中小企業者の事業の育成と振興を図ることを目的としています。

特定金融機関とは、厚木市と預託契約を締結した金融機関をいいます。

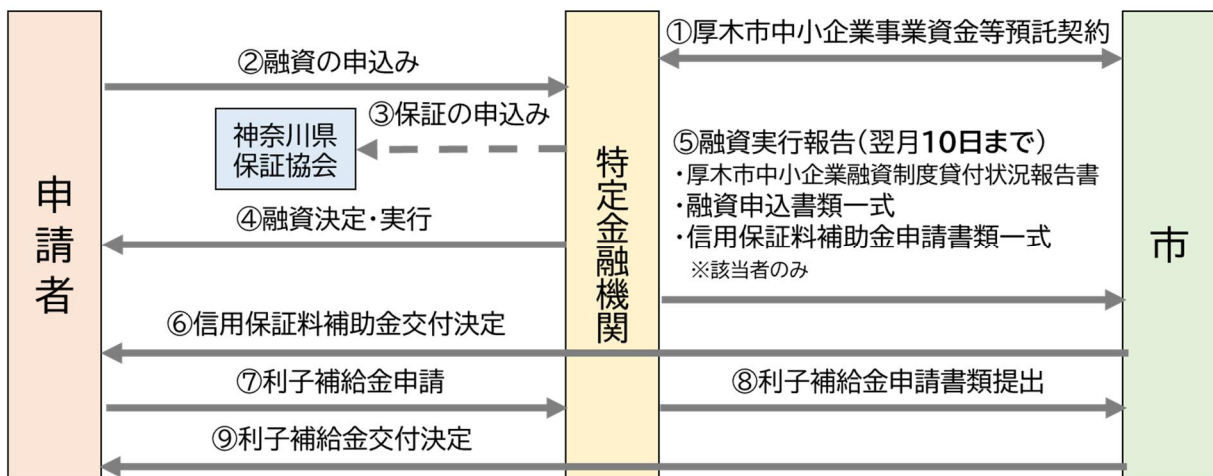
2 概要

市が特定金融機関に一定の資金を預けることにより、市内中小企業者等が低利で融資を受けられる制度です。

また、利子補給制度や信用保証料補助制度を併せて利用することにより、融資に係る経費を低く抑えられます。

融資の対象となる要件や資金の詳細については、「厚木市中小企業融資のしおり」に掲載しています。

【事務の流れ】



厚木市中小企業融資制度における事務の取扱いについて

1 預託契約

(1) 預託額

資金ごとの「均等割」、1月から12月までの融資実績に基づく「実績割」及び12月末日現在の融資残高に基づく「未償還高割」を合算し、各特定金融機関への預託額を算出します。

(2) 提出書類

3月中旬頃までに次の書類を提出していただきます。詳細については、2月下旬頃に御案内します。

ア 厚木市中小企業事業資金融資特定金融機関指定申請書

イ 預託契約書 2部

ウ 請求書（1期分）

エ 口座の名義人変更に必要な書類一式 2部

※ 市の人事異動に伴い、預託金口座の名義人を変更する際に必要な書類。異動の有無にかかわらず、必ず提出していただきます。


(3) 預託金の返還

3月下旬に払戻請求書及び振込依頼書を送付しますので、同月末日（土日、祝日を除く）の正午までに指定口座への振込を完了してください。

(4) 預託の時期

預託金は、4月中旬及び6月中旬の年2回に分けて、口座へ振り込みをします。

(5) 預託契約書の変更

預託契約書に変更（人事異動による代表者の変更等）がある場合は、速やかに変更届  次ページ（P3）を産業振興課へ提出してください。

変 更 届

年 月 日

(宛先) 厚木市長

所 在 地

金融機関名

代表者名

厚木市中小企業事業資金融資条例に基づく預託契約書に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

1 変更事由		
2 変更年月日		
3 変更の内容	新	
	旧	

2 融資

各資金の用途、限度額、利率、融資期間等を御確認の上、事務を進めてください（融資の詳細については、「厚木市中小企業融資のしおり」にも掲載しています）。融資条件については、厳守してください。

なお、利用者の利用残高が不明の場合は、必ず産業振興課（電話 046-225-2830）へ利用残高照会をしてください。

本制度は、法人・個人を問わず、市内に1年以上継続して事業所等（事業の実態）がある方が対象であり、市内の事業所等に関する資金について御利用いただけます。個人については、住所が市内に1年以上あることも要件となります。

次の資金については、専用の信用保証を付する必要があります。

小口零細企業資金（小口零細企業保証）

景気対策資金の別枠資金（経営安定関連保証）※ 市の認定書が必要

景気対策資金の危機関連資金（危機関連保証）※ 市の認定書が必要

(1) 融資対象者

ア 資本金の額（出資総額）又は常時使用する従業員の数が、次のいずれかに該当すること。

区分	資本金 (出資金)	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

イ 中小企業者又は協同組合等で、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては市内に1年以上住所を有すること。

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する特定事業（県信用保証協会の保証対象外業種を除く）を営んでいること。

エ 行政庁の許認可を必要とする事業については、その許認可等を得ていること。

ただし、次のいずれかに該当する方は、この制度を利用することができません。

- 市税を完納していない
- 返済能力がないと認められる
- 市の融資制度を不正に利用した
- 金融機関から取引停止処分を受けている
- 県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない

(2) 融資要件

資金の種類		利用資格
事業資金	運転資金	中小企業者
	設備資金	
	一時資金	
小口零細企業資金		従業員が20人(商業、サービス業の場合は5人※)以下の小規模企業者 ※ 医業を主たる事業とする法人、宿泊業・娯楽業を事業とする小規模企業者は20人以下
景気対策資金	景気対策資金	最近3か月もしくは6か月の売上高または売上総利益の合計が、直近3か年のいずれかの年の同期に比べて減少している中小企業者
	景気対策資金(別枠資金)	中小企業信用保険法第2条第5項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者
	危機関連資金	中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者

(3) 融資資金等

資金の種類		資金用途	限度額	融資期間	保証	利率(固定)
事業資金	運転資金	運転資金	5,000万円	7年以内	金融機関が定める	年1.90%以内 1年以内の場合は年1.80%以内
	設備資金	設備資金	5,000万円	10年以内		年1.90%以内 3年以内の場合は年1.80%以内
	一時資金	中元、年末または決算時の運転資金	500万円	6か月以内		年1.70%以内
小口零細企業資金		運転資金 設備資金	2,000万円 ※2	10年以内	小口零細企業保証	年1.90%以内 3年以内の場合は年1.70%以内
景気対策資金	景気対策資金	運転資金 設備資金 借換 ※1	5,000万円	7年以内	金融機関が定める	年1.50%以内
	景気対策資金(別枠資金)		8,000万円	10年以内	経営安定関連保証	
	危機関連資金		8,000万円	10年以内	危機関連保証	

※1 国の資金繰り円滑化借換保証制度の対象となるものに限る

※2 全国の信用保証協会の保証付き融資残高との合計

3 月例報告

(1) 提出期限

毎月、実行した融資の状況等について、翌月の10日（厳守）までに産業振興課へ提出してください。

(2) 提出書類

ア 厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書 [市HPに掲載]

当月分の資金貸付状況、完済状況、県制度融資（創業支援融資）分の信用保証料補助金申請状況を記載します。

必ず契約している全支店の状況を報告してください（報告書に一言添える等、提出方法の指定はありません）。

厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書【 年 月分】 (表)

(宛先)

融資の実行がなくても、「当月実績 有・~~無~~」と報告すること

厚木市中小企業融資制度貸付状況等について、次のとおり報告します。

1 厚木市中小企業融資制度資金貸付状況 (当月実績 有・無)

NO	融資実行日	事業所名 代表者氏名	資金名	
			融資額	返済額
1	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
2	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
3	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
4	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
5	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
6	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
7	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
8	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
9	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額
10	/	事業所名 代表者氏名	融資額	返済額

2 厚木市中小企業融資制度完済状況 (当月実績 有・無)(裏)

NO	完済日	資金名	事業所名 代表者氏名	融資額	融資期間 (当初)	繰上返済 の有・無 (返済済 済期間内)	備考
1	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
2	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
3	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
4	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
5	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
6	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
7	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	
8	/	資金		円	自 至	有・無 代弁	

3 神奈川県制度融資分信用保証料補助金申請状況(当月実績 有・無)

NO	融資実行日	資金名	事業所名 代表者氏名	事業所所在地 電話番号	融資額	保証料額 (保証料補助対象額)	備考
1	/	資金			円	円	
2	/	資金			円	円	

4 添付書類

(1) 厚木市中小企業融資制度

- 融資申込書 (市役所提出用) 市税納付証明書 (未納の額のないことの証明)
- 県気対策資金融資対象確認申請書 (一般の県気対策資金を利用する場合に提出)
- 信用保証料補助金交付申請書 (市役所提出用) (※) 請求書 (※) 信用保証書の写し (※)
- 役員等氏名一覧表 (※) (※) 県保証協会を利用した場合に提出 (年辺り1回)

(2) 神奈川県制度融資 (創業支援融資)

- 信用保証料補助金交付申請書 (市役所提出用) 請求書 信用保証書の写し 役員等氏名一覧表
- 市税納付証明書 (未納の額のないことの証明)

※裏面も御記入ください。

融資の実行がなくても、「当月実績 有・~~無~~」と報告すること

完済状況は、当月中に完済（代位弁済を含む）があった場合、必ず記載すること

融資の実行がなくても、「当月実績 有・~~無~~」と報告すること

イ 厚木市中小企業資金融資申込書（市役所提出用） [市HPに掲載]

利用者が市融資制度の申込みをする際に、申込書4部（申込者控、金融機関控、県信用保証協会控、市役所提出用）を、その他の添付書類と共に受領してください。なお、県信用保証協会控については、県信用保証協会を利用した場合に同協会へ提出してください。

「資金の種類」に2つチェックされていることがあるため注意すること
 ※ 「運転・設備・一時」は事業資金実行時のみチェック（他資金で資金使途が運転・設備であってもチェック不要）

中小企業資金融資申込書

年 月 日

様

申込者 法人番号
 郵便番号 〒
 所在地（住所）
 事業所名
 代表者氏名（氏名）
 電話番号

次のとおり、厚木市中小企業資金融資の借入れを申込みます。

資金の種類	<input type="checkbox"/> 事業資金（ <input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 一時） <input type="checkbox"/> 景気対策資金 <input type="checkbox"/> 小口零細企業資金 <input type="checkbox"/> 景気対策資金（別枠）（ <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号） <input type="checkbox"/> 危機関連資金		
借入金額	円	融資利率 %	
借入期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業内容			
業種	1 建設業 2 製造業 3 卸売業 4 小売業 5 飲食店 6 運輸業 7 サービス業 8 その他（ ）		
営業開始年月	年 月	資本金 万円 従業員数 人	
返済方法	据置期間	箇月	
	返済回数	回	
	返済金額	毎月	円
		初回・最終日	円
その他			
保証協会の利用	有・無	担保 有・無	

申込添付書類 … 1 確定申告書等財務書類
 2 市税納税証明書（未納の額のないことの証明）
 3 会社にあつては法人登記事項証明書、個人にあつては住民票
 4 設備資金にあつては見積書等
 5 景気対策資金にあつては月別損益計算書その他の売上高等の推移を証明する書類
 6 その他特定金融機関が審査をする上で必要と認める書類

ウ 市税納税証明書（未納の額のないことの証明）

交付窓口は、厚木市役所本庁舎2階・市民税課（1通300円）です。「代表者印」「本人確認書類（身分証明書）」「最近に納税した場合は、その領収書」をお持ちいただき、交付請求書の証明書の種類欄「市税未納なし」にチェックを入れて申請してください。☎ P16（入手方法）

エ 厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書 [市HPに掲載]
 景気対策資金（経営安定関連保証、危機関連保証を付する場合を除く）
 を利用する場合に提出してください。

第1号様式（第7条関係）

厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書

年 月 日

（特定金融機関）
 _____様

申請者 所在地（住所）
 事業所名
 代表者氏名（氏名）
 電話番号

厚木市中小企業景気対策資金の融資対象者として、確認を受けたいので次のとおり申請します。

業 種					
主たる事業内容					
営業開始年	年 月	従業員数	人	資本金	万円
融資認定要件 最近3箇月又は6箇月の売上高又は売上総利益の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少していること。					
最近3箇月又は6箇月の合計 A	直近3年のいずれかの年の同期の合計 B		減少額 (B-A)		
(年 月 ~ 年 月)	(年 月 ~ 年 月)				
円	円				

----- 金融機関記入欄 -----

上記の者は、景気対策資金融資対象者の要件に該当するこ

年 月 日

金融機関名
代表者氏名

計算誤りが非常に多いため注意すること

売上高又は売上総利益比較表

(単位：円)

	最近3箇月又は6箇月の 売上高又は売上総利益 A	直近3年のいずれかの年の同期 の売上高又は売上総利益 B
	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	円	円

上記のとおり財務書類等の原本と相違ありません。

年 月 日

4 その他

- (1) 利用者情報（会社名、代表者、所在地等）に変更がある場合は、随時又は月例報告時（翌月の10日《厳守》まで）に、連絡票等により産業振興課へ御連絡ください。☞P10（厚木市中小企業融資制度 利用者情報変更連絡票）

※ 任意の様式を使用していただいても結構です。

- (2) 必ず書類が全て揃った上で融資を実行してください。例年、一部書類を後日提出される事案が多数発生しています。御注意ください。
- (3) 市融資制度の取扱内容については、担当者間の連絡を密にいただき、人事異動の際にも引継ぎをお願いいたします。

厚木市中小企業融資制度 利用者情報変更連絡票

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市産業文化スポーツ部産業振興課

連絡者 区分 (本人 ・ 金融機関)
 所属
 氏名
 電話

次のとおり変更がありましたので連絡します。

<p>1 変更事由</p> <p>※ 該当する番号に ○を付けてください。</p>	<p>1 氏名 (会社名、屋号等)</p> <p>2 代表者</p> <p>3 住所 (所在地)</p> <p>4 その他 ()</p>	
<p>2 変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>3 変更内容</p>	<p>新</p>	
	<p>旧</p>	

関連補助制度について

1 信用保証料補助金

市融資制度又は県制度融資（創業支援融資）の利用者が県信用保証協会へ支払った保証料を補助します。

補助を受けられる回数は、同一年度内（月例報告の3月分から翌年2月分）に1回となります。なお、融資実行日から1年以内であれば翌年度の申請も可能です。

(1) 提出期限

融資に関する月例報告提出時（翌月の10日（厳守）まで）に、産業振興課へ提出してください。

(2) 提出書類

ア 厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書 [市HPに掲載]

利用者が市融資制度の申し込みをする際に、申請書3部（申請者控、金融機関控、市役所提出用）を受領してください。

記載例	
厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書 令和7年7月1日	
(宛先) 厚木市長	
申請者 所在地(住所) 事業所名	厚木市中町3丁目17番17号 株式会社〇〇〇〇 厚木 太郎 046-225-2830
の規定により、次のとおり信用保証料補助金	
1 資金の種類	・事業資金(□運転 □設備 □一時) □小口零細企業資金 □景気対策資金
2 保証期間	令和7年7月1日 ~ 令和11年7月30日
3 保証料総額	10,000,000円
4 保証料総額	150,150円
5 保証料総額	75,000円
6 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 信用保証書
上記のとおり神奈川県信用保証協会の信用保証により貸付けをしました。	
令和7年7月1日	金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店 代表者氏名 〇〇 〇〇

実際に払った「一括支払」の金額ではなく「保証料総額」を記入すること
※ 詳細は次ページ

計算誤りが非常に多いため、提出前に必ず確認すること
※ 100円未満切捨て=十の位から切捨て

貸付けしたことを証明する日付は、用紙右上申請日よりも後にすること

金融機関の証明欄は融資を実行した支店が行うこと

【信用保証書（見本）】

信用保証書

御中

被保証人	生(設立)年月日	顧客番号	保証番号
		保証日	資金使途
保証期間	貸付金額	保証金額	
	保証割合	負担金	保証形態
返済方法	制度	利率(割引利率)	
	形式		

信用保証料は以下のとおりです。

一括受払	130,150 円	保証料率	1.750%
------	-----------	------	--------

保証料総額 150,150 円から返戻保証料総額 20,000 円を差し引いた額です。

※ 受領していただく時期は、実行(割引)時になります。
 ただし、当座借越の場合は約定締結日です。
 (注)本信用保証書の有効期限は、令和〇年〇月〇日です。
 ただし、特別な事情があると協会が認めた時は、令和〇年〇月〇日とします。

神奈川県信用保証協会 公印

信用保証料は以下のとおりです。

一括受払	円	責任共有保証料率	円
------	---	----------	---

※ 受領していただく時期は、実行(割引)時になります。
 ただし、当座借越の場合は約定締結日です。
 (注)本信用保証書の有効期限は、令和〇年〇月〇日です。
 ただし、特別な事情があると協会が認めた時は、令和〇年〇月〇日とします。

信用保証協会 公印

【県創業融資を利用した場合】

保証料率 1.750%
 保証料総額 395,000 円から地公体補助額 150,000 円を差し引いた額です。

保証料総額 395,000 円 - 地公体補助額 150,000 円 =
 245,000 円

【厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書】

厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書

令和7年7月1日

(宛先) 厚木市長

申請者 所在地(住所) 厚木市中町3丁目17番17号
 事業所名 株式会社〇〇〇〇
 代表者氏名(氏名) 厚木 太郎
 電話番号 046-225-2830

厚木市中小企業信用保証料補助要綱第4条の規定により、次のとおり信用保証料補助金の交付を申請します。

1 資金の種類	<input type="checkbox"/> 事業資金 (口運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 一時) <input type="checkbox"/> 小口零細企業資金 <input type="checkbox"/> 景気対策資金 <input checked="" type="checkbox"/> 景気対策資金(別枠) (5号) <input type="checkbox"/> 神奈川県中小企業制度融資(創業支援融資) <input type="checkbox"/> 危機関連資金
2 借入保証金額	10,000,000 円
3 保証期間	令和7年7月1日 ~ 令和11年7月30日
4 保証料額	150,150 円
5 補助金申請額	75,000 円 (100 円未満切捨て)
6 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 信用保証書

上記のとおり神奈川県信用保証協会の信用保証により貸付けをしました。

令和7年7月1日

金融機関名 銀行 支店
 代表者氏名

イ 請求書 [市HPに掲載]

債権者欄は申請書の申請者欄と同一内容で記入してください。

記載例

請 求 書

下記金額を請求します。

(単位：円)

ただし、信用保証料補助金として

請求金額	
------	--

債権者 所在地（住所） 厚木市中町3丁目17番17号

(宛先) 厚木市長

事業所名 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名（氏名） 厚木 太郎

電話番号 046-225-2830

振 込 先	厚木 銀行 金庫・組合 厚木 支店 出張所
	普通・当座 No.〇〇〇
	フリガナ カ) 〇〇〇〇 名義人 株式会社〇〇〇〇

請求書記入上の注意事項

- 1 請求金額の欄は記入不要です。
- 2 債権者の住所・氏名は、申請書と同様に記入してください。
- 3 振込先のフリガナは必ず記入してください。
- 4 債権者の欄と振込先の名義人が違う場合は、委任状が必要になります。
- 5 修正液や消えるボールペン等は使用できません。

※ 請求書に記入していただくのは、債権者及び振込先の欄のみです。

お問合せ先 産業振興課
(046) 225-2830

ウ 役員等氏名一覧表 [市HPに掲載]

役員等全員分（監査役も含む）の氏名等を記入してください。個人事業主は本人分を記入してください。

記載例

日付の記入漏れがないか必ず確認すること

役員等氏名一覧表

令和7年4月1日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表取締役	厚木 太郎	アツギ タロウ	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 55年 1月 1日 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	厚木市中町 3-17-17
取締役	厚木 花子	アツギ ハナコ	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 55年 2月 2日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	厚木市中町 3-17-17
			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input checked="" type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

所在地（住所） 厚木市中町3丁目17番17号
事業所名 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名（氏名） 厚木 太郎

エ 信用保証書の写し

オ 市税納税証明書（未納の額のないことの証明）

県制度融資（創業支援融資）を利用した場合のみ提出してください。

なお、市制度を利用した場合は融資申込書と併せて提出するため、別途提出する必要はありません。 ➡ P16（入手方法）

必ず書類が全て揃った上で申請してください。例年、一部書類を後日提出される事案が多数発生しています。書類が不足していることが判明しましたら、直ちに返却させていただきます。

2 利子補給制度

市融資制度（運転資金、一時資金は対象外）、県制度融資（創業支援融資）及び日本政策金融公庫取扱いの小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の利用者に対し、1月1日から12月31日までに金融機関へ支払った利子の一部を補助します。

	対象資金	補給期間	補給率
1	景気対策資金(別枠資金) (セーフティネット保証4号の認定を令和6年6月30日までに受けた場合)	融資実行日から 48か月	支払った利子の50%以内 (年度ごとの補助上限額は 50万円)
2	危機関連資金		
3	事業資金(設備資金) ※運転資金、一時資金は対象外	融資実行日から 36か月	支払った利子の50%以内 (年度ごとの補助上限額は 20万円)
4	小口零細企業資金		
5	景気対策資金(一般枠資金)		
6	景気対策資金(別枠資金) (セーフティネット保証4号の認定を令和6年7月1日以降に受けた場合)		
7	県中小企業制度融資の創業支援融資		

(1) 事務手続期間

12月中旬から翌年2月末まで

(2) 事務内容

金融機関に対して11月に利子補給金申請事務手続きの処理に関する依頼文等の書類を、12月と翌年1月に利子補給対象者の一覧表を送付します。利子補給対象者から金融機関に申請書が提出されたら、約定利子支払額を証明の上、産業振興課へ提出してください。

なお、約定利子額支払額証明の際は、手数料等は徴収しないようお願いします。

【参考】厚木市中小企業事業資金等預託契約書

(利子補給の証明)

第11条 乙(金融機関)は、利子補給要綱に基づく、利子補給の対象者が補給金の申請をした場合は、約定利子額の証明を行うものとする。

(3) 申請書の送付

12月下旬～1月に利子補給対象者に対して申請書類一式を送付します。

融資申し込みの際の市税納税証明書の入手に当たっての留意点

未納のない証明は、過年度分においても未納がないことを証明するものです。当該年度のみ又は他市の納税証明書では代えられません。例年非常に間違いが多いため、御注意ください。

交付窓口は、厚木市役所本庁舎 2 階（5 番窓口）市民税課（1 通 300 円）です。（地区市民センター等では請求不可。）

申請時は「代表者印または委任状」「本人確認書類（身分証明書）」「最近に納税した場合は、その領収書」をお持ちください。

また、窓口にて「厚木市の補助金申請のため、未納のない証明が必要」である旨お伝えください。

記入例

（赤て赤）厚木市長 市・県民税（課税・非課税・所得）/納税/法人所在証明書交付申請書		ピンク	
(1) 申請者 (窓口に来た人) 現住所 電話番号 () () () () () () フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日		(3) 証明書の種類 申請日: 令和 年 月 日 市・県民税 課税・非課税証明書 <input type="checkbox"/> (最新) 令和 6 年度課税証明書 (令和5年分の所得証明書) 枚 (前年分所得証明書) <input type="checkbox"/> (通年) 年度課税証明書 (前年分の所得証明書) 枚 ※ 該当する場合 <input type="checkbox"/> 特別支援教育就学奨励費申請用 (学校名:) ※ 省略する事項 <input type="checkbox"/> 届出なし <input type="checkbox"/> 届出あり (控除内訳・課税額・所得金額・控除内訳)	
(2) 証明の対象者 ① 1人目 現住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 現在所と同じ 1月1日現在住所 フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日		納税証明書 <input type="checkbox"/> 市・県民税 ※所得額の記載はありません 年度 枚 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 直近分 年 月 決算分 枚 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 年度 枚 <input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産) 年度 枚 ※単独用の納税証明書は裏面に記入してください <input type="checkbox"/> 経自動庫税(種別別) 年度 枚 <input type="checkbox"/> 出庫番号(租税) 年度 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 市税未納なし/準納税なし/滞納処分申請/公費申請用 ※所得額の記載はありません 枚	
法人 所在地 所在地 フリガナ 氏名 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代表者の職務 <input type="checkbox"/> 代理人(委任状あり)		法人所在証明書 課税 納税 所在 合計 手数料 交付 確認 交付 件 件 件 件 00円	

所在地と法人名を御記入いただき、代表者印を押印または委任状を提出してください。

「市税未納なし」にチェック

入手いただく納税証明書

※ 下記の様式以外の証明は不可

納税証明書 **見本**

納税義務者 住所(所在地) []
 氏名(名称) []

地方税法上における厚木市の徴収金(市税、延滞金等含む)について未納の額がないこと

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
 神奈川県厚木市長 山口 貴裕 []

年度ごとの証明は使用不可

納税証明書

年度ごとの証明は使用不可

厚木市中小企業融資制度に係る押印の取扱について

厚木市中小企業融資制度に係る押印の取扱につきましては、以下のとおりです。

1 押印を廃止済みの書式

- ・ 厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書（金融機関支店長印）
- ・ 厚木市中小企業資金融資申込書（申請者代表者印）
- ・ 厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書
（申請者代表者印及び金融機関支店長印）
- ・ 厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書
（申請者代表者印及び金融機関支店長印）
- ・ 厚木市中小企業資金融資利子補給金交付申請書兼約定利子支払額証明書
（申請者代表者印及び金融機関支店長印）
- ・ 請求書（申請者代表者印）
- ・ 役員等氏名一覧表（申請者代表者印）
- ・ 厚木市中小企業事業資金融資特定金融機関指定申請書
（金融機関支店長印）
- ・ 厚木市中小企業事業資金融資条例に基づく変更届
（金融機関支店長印）

2 押印が必要な書式

- ・ 厚木市中小企業事業資金等預託契約書（金融機関支店長印）

各種提出書類の訂正方法について

記載内容を訂正する場合は、訂正を要する部分に二線を朱書きし、その二線のそばに**申請者本人の署名**をし、正しく書き直すことにより対応することとします（金融機関様が訂正いただく場合は、**支店長様のお名前**で同様に対応願います）。

ただし、対象様式に申請等を行う本人の押印（法人の場合にあっては、代表者印による。以下同じ。）がされている場合については、署名に代えて**同一の印鑑による押印**をすることによっても対応可能とします。

毎年、署名及び押印がない状態で訂正されているケースが多くあります。その場合は、再度書類を修正いただく必要がありますので、トラブルの防止のためにも金融機関において申請者への事前確認を必ずしていただくようお願いいたします。

- ① 間違った文字を二重線で消し、二重線の近くに正しい文字を記入します。

申込者 法人番号	000000000000
郵便番号	〒243-8511
所在地（住所）	厚木市中町 3-17-17
事業所名	株式会社 ○○○○
代表者氏名（氏名）	代表取締役 厚木 太郎
電話番号	046-225-2830 046-225-2832

- ② 正しい文字の近くに訂正者の**署名又は押印**をします。

[署名の場合]

申込者 法人番号	000000000000
郵便番号	〒243-8511
所在地（住所）	厚木市中町 3-17-17
事業所名	株式会社 ○○○○
代表者氏名（氏名）	代表取締役 厚木 太郎
電話番号	046-225-2830 046-225-2832 厚木 太郎

[押印の場合]

申込者 法人番号	0000
郵便番号	〒24
所在地（住所）	厚木市中町 3-17-17
事業所名	株式会社 ○○○○
代表者氏名（氏名）	代表取締役 厚木 太郎
電話番号	046-225-2830 046-225-2832

必ず同一印の押印をお願いします。

株式会社


株式会社

厚木市中小企業融資制度申込書等の配布方法の変更について

これまで各特定金融機関様に配布しておりました、複写式の「厚木市中小企業資金融資申込書」及び「厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書」につきまして、令和5年度から紙での配布を終了しました。

市ホームページに電子データで各種申込書を掲載しておりますので、申請者御本人が4部（原本1部及び写し3部）を御用意の上、申し込みをしていただくよう御案内ください。

なお、複写式の各種申込書が残っている場合は、引き続き御使用いただけます。

厚木市ホームページ掲載場所	
融資申込書	信用保証料補助金交付申請書類
	
https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shigoto_sangyo/sangyo/11/2/13199.html	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shigoto_sangyo/sangyo/11/2/13199.html
検索ワード <input type="text" value="厚木市 融資"/>	検索ワード <input type="text" value="厚木市 信用保証料"/>
利子補給交付申請書類	
	<p>⚠ 市ホームページの利子補給のページには、請求書、役員等氏名一覧表、利子補給受給資格者変更届のみを掲載しております。申請書を含む必要書類一式を申請期間前（12月下旬～1月）に対象者へ郵送します。</p>
https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shikishiki/sangyoshinkoka/9/10/743.html	
検索ワード <input type="text" value="厚木市 利子補給"/>	

厚木市中小企業融資制度 Q & A

1 融資要件・資金の種類

本社が市外で営業所が厚木市にあり、1年以上厚木市で事業を営み、かつ厚木市の市税を完納している場合、厚木市融資制度を利用できるか。

市外の本社に関する資金としては利用できませんが、厚木市内の営業所に関する資金としては利用できます。融資の申し込みの際は、厚木市の営業所として申し込む必要があります。

市外の本店を含めて複数の事業所があり、市内事業所は登記されていない場合は融資の対象となるか。

市内に事業の実態があり、その事業用の融資であると判断できる場合は対象となります。

個人で厚木市内に1年以上居住しているが、市外に事業所がある場合は厚木市融資制度を利用できるか。

厚木市外の事業所に関する資金としては利用できません。厚木市にある自宅で業務を行っている（事業の実態がある）と判断できる場合にのみ、市内での事業に関する資金については利用することができます。

個人事業主として事業を営んでいたが、法人成りした。法人成り後、1年を経過していないが対象になるか。

個人事業主として1年以上厚木市で事業を営んでいれば、対象になります。

厚木市で事業を開始してから1年を経過したところだが、まだ確定申告や市税の納付は済んでいない。その場合、厚木市融資制度を利用できるか。

融資は可能です。ただし、金融機関の責任において確定申告を指導し、市税の納付を確認した時点で、市税納税証明書（未納の額のないことの証明）を入手してください。

当事業所の業種は何にあたるのか。

各事業所の事業内容から、総務省が公表している日本標準産業分類表を元に判断してください。なお、判断に迷う場合は産業振興課まで御連絡下さい。

2 申込み、融資実行

市制度融資の利用残高を知りたい。

事業所名、代表者名、所在地からその時点での残高をお伝えします。ただし、リアルタイムでの残高は把握していないため、必ず事業者へ確認した上で資金ごとの限度額を超えることのないよう御注意ください。

事業資金の運転資金を100万円、事業資金の設備資金を900万円で融資を実行したいが、運転資金と設備資金でそれぞれ申込書を提出しなければならないのか。

原則として資金ごとに申込書を提出していただきますが、本ケースについては、運転資金の金額及び設備資金に対する割合も低いため、1,000万円の設備資金として融資を実行することも可能とします。なお、判断に迷う場合は、産業振興課へお問い合わせください。

事業資金（運転資金）で5,000万円、景気対策資金（別枠資金）で8,000万円の融資を同時に利用できるか。

同時に複数の融資を申し込む場合、それぞれの資金について融資限度額を超えていなければ利用できます。

ただし、他の金融機関が既に同資金の貸付をしている場合があるので、申込者に厚木市融資制度の利用状況を確認し、融資額等が不明の場合は必ず産業振興課へ利用残高照会をした上で融資を実行してください。

なお、融資を一本化や借換をした上で融資を実行する際、一時的に融資限度額を超える場合、その日数が7日以内であれば、問題ありません。

景気対策資金（別枠）の融資期間について、令和7年5月9日から令和17年5月15日までを予定している。厳密には融資期間が10年を超えるが、融資を実行することはできるか。

融資期間を超える日数が7日以内であれば、問題ありません。

月例報告の提出書類にある市税納税証明書については写しでも問題ないか。

写しで問題ありません。最新の市税納付状況を反映させるため、可能な限り融資申込日の直近に入手してください。

利用者情報変更連絡票や景気対策資金融資対象確認申請書を提出する際に、その証明資料等は必要か。

変更が生じた時や融資申込時に金融機関で確認済みであれば、証明資料等の提出は不要です。

当初厚木市中小企業資金融資申込書等に記載した融資の実行日から、事務の遅滞等により変更が生じた。その場合は修正が必要か。

変更が生じた場合は修正が必要になります。修正方法は「各種提出書類の訂正方法について」を参照してください。 ➡ P18

融資期間を延長して良いか。

資金ごとに定める期間の範囲内であれば可能です。延長する際には別途連絡票等により産業振興課へ御連絡ください。 ➡ P10

返済方法について、「元利均等返済」で貸付けして良いか。

「元金均等返済」と比較して支払利息の総額が多くなってしまふことから、融資に係る経費を低く抑えるため、「元金均等返済」での貸付けをお願いします。

3 借換え

市の融資制度を使って既存の資金の借換えや複数の資金の一本化を行う場合は、どの資金を利用できるか。

借換えや複数の資金の一本化は、次の①及び②のいずれにも該当する場合のみ可能です。条件を満たさない場合は、信用保証料補助制度及び利子補給制度の対象外となる場合がありますので、御注意ください。

国の資金繰り円滑化借換保証制度の詳細については、中小企業庁のHPを御確認ください。

- ① 景気対策資金（別枠資金、危機関連資金を含む）を利用するもの
- ② 国の資金繰り円滑化借換保証制度の対象となるもの（信用保証協会の借換保証を利用するもの）

資金繰り円滑化借換保証制度において、「借換え」とは、信用保証協会の保証の付いた既往の借入金を新規保証の付いた借入金で返済することを指します。

本制度は、特別保証・セーフティネット保証・一般保証の付いた既往借入金について、期間のより長い融資への借換えや複数の保証付借入金の債務一本化を行い、月々の返済負担を軽減することにより、計画的な返済が可能な中小企業者の資金繰りを円滑化するものです。

4 補助制度

【信用保証料補助金】

申請は同一年度内に1回ということだが、いつからいつまでを同一年度内とするか。

申請は月例報告で各金融機関から産業振興課に書類が提出されるタイミングとなりますので、月例報告の3月分から翌年2月分までを同一年度内とします。

なお、3月に融資実行した場合は、4月になってから月例報告として提出していただくため、翌年度分の申請となりますので御注意ください。

また、月例報告の翌年2月分までに申請していただいても、繰上償還された場合は、翌年度分の申請となる場合がありますので御了承ください。

融資実行後、数か月後に申請者から補助金申請の書類提出があった場合の処理の流れは。

申請可能期間中（融資実行日から1年間）の申請であれば、必要書類をそろえた上で、当月の月例報告を併せての御提出をお願いします。

なお、月例報告の前に申請可能期間を過ぎてしまう場合は、産業振興課へ御連絡ください。

保証料補助申請は同一年度内に1回となっているが、同日実行の場合はいずれも対象となるか。

同日実行の場合は、どちらか一方しか対象になりません。異なる金融機関で同日もしくは近いタイミングで融資実行する場合は、トラブル防止のため、申請書を受理する前に申請者に確認してください。

県の創業融資で申請する場合、県の申請書も添付する必要があるか。

不要です。

【利子補給】

HPに利子補給の申請書が掲載されていないが、どこでもらえるのか。

HPの利子補給のページには請求書、役員等氏名一覧表、利子補給受給資格者変更届のみを掲載しております。申請書を含む必要書類一式を申請期間前（12月下旬～1月）に対象者へ郵送します。

なお、申請者が申請書を紛失した場合は再発行しますので、産業振興課へ御連絡ください。

月例報告提出書類早見表

厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書(別紙1)と併せて提出が必要なものは以下のとおりです。

資金の種類	市提出必要書類		
	融資申込書 ☎P7	市納税証明書 (未納のない証明) ☎P16	景気対策資金 融資対象確認申請書 ☎P8
事業資金(運転・設備・一時)	○	○	
小口零細企業資金	○	○	
景気対策資金(一般)	○	○	○
景気対策資金(別枠)	○	○	
危機関連資金	○	○	

融資の申込時に信用保証料補助金を申請する場合、必要なものは以下のとおりです。

資金の種類	市提出必要書類				
	信用保証料補助金 交付申請書 ☎P11	請求書 ☎P13	信用保証書の写し ☎P12	役員等氏名一覧表 ☎P14	市納税証明書 (未納のない証明) ☎P16
事業資金(運転・設備・一時)	○	○	○	○	融資申込書と 併せて提出するため 省略可
小口零細企業資金	○	○	○	○	
景気対策資金(一般)	○	○	○	○	
景気対策資金(別枠)	○	○	○	○	
危機関連資金	○	○	○	○	
神奈川県創業支援融資	○	○	○	○	○

※ 神奈川県創業支援融資の実行がある場合でも、信用保証料補助金の交付申請を行わない際は貸付状況報告書に記載の必要はありません。

※ 事業資金(設備)・小口零細資金・景気対策資金(一般・別枠)・危機関連資金・神奈川県創業支援融資は利子補給制度の対象です。

申請書を含む必要書類一式を申請期間前(12月下旬～1月)に対象者へ郵送します。申請期間は1月中旬～2月末です。

中小企業融資制度貸付状況報告書チェックリスト

参考

区分	チェックポイント	チェック
共通	①厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書	
	貸付状況	
	融資実行日が実際の実行日と相違ないか。	
	事業所名、代表者氏名の記載に漏れや誤りがないか。	
	資金名、融資額に誤りがないか。	
	※ 事業資金を実行した場合は、運転・設備・一時まで資金名を記載すること。	
	※ 景気対策資金を実行した場合は、一般・別枠まで資金名を記載すること。	
	完済状況	
	報告月に約定返済した融資の記入漏れがないか。	
	資金名、融資額に誤りがないか。	
共通	神奈川県制度融資分信用保証料補助金申請状況	
	当月実績の有無に記入漏れがないか。	
	保証料額が0円でないか。	
	※ 保証料が0円の場合は補助対象外。	
	②厚木市中小企業資金融資申込書	
	左上の(特定金融機関)の欄に金融機関名及び支店名の記入漏れがないか。	
	申込書の所在地は市内の事業所所在地になっているか。	
	※ 市外の本店所在地等が記載されている場合は括弧書きした上で、市内の事業所所在地を記入すること。	
	資金の種類に誤りがないか。	
	借入期間に誤りがないか。	
※ 保証協会申込時の借入期間ではなく、最終決定された期間となっているか。		
保証協会の有無に記入漏れがないか。		
景気対策(一般)	その他	
	修正方法に誤りがないか。	
	※ 修正方法は、修正箇所にも二重線で訂正し、	
	①申請者欄に押印の上同一印で訂正 ②金融機関欄に押印の上同一印で訂正	
	③申請者(代表者)の自署 ④金融機関代表者の自署のいずれかの方法で修正すること。	
	③市納税証明書 ※県制度融資(創業支援)を利用する場合は、保証料補助金申請書類に添付すること。	
	年度や税目、税額の記載のないものを取得しているか。	
	④厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書	
	売上高の合計金額に誤りがないか。	
	減少額に誤りがないか。	
⑤売上高又は売上総利益比較表		
売上高の合計金額に誤りがないか。		

【注意】融資報告書について、提出時に②～③(景気対策(一般枠)の場合は②～⑤)の一つでも御提出がない場合は、融資申込書類一式返送します。

中小企業信用保証料補助金交付申請チェックリスト

参考

区分	チェックポイント	チェック
共通	①厚木市中小企業信用保証料補助金交付申請書	
	申請日、申請者情報(所在地、事業所名、代表者氏名、電話番号※任意)に記入漏れはないか。	
	1 資金の種類	
	融資申込書の内容と相違ないか。	
	2 借入保証金額	
	融資申込書の内容と相違ないか。	
	3 保証期間	
	融資申込書の内容と相違ないか。	
	4 保証料額	
	保証料の返戻がない場合 ➡ 信用保証書の内容と相違ないか。	返戻あり
	保証料の返戻がある場合 ➡ 差引後の金額ではなく、保証料総額が記入されているか。 ※ ただし、地公体補助額が記載されている場合は、保証料総額から差引くこと。なお、不明な場合は未記入でも可。	返戻なし
	5 補助金申請額	
	保証料額の1/2の額が200,000円以下の場合 ➡ 100円未満切捨て(十の位で切捨て)しているか。	20万円以下
	保証料額の1/2の額が200,000円以上の場合 ➡ 上限を越した金額を記入していないか。	20万円以上
	6 添付書類	
	チェックに漏れがないか。	
	貸付け欄	
	貸付日に漏れがないか。	
	金融機関名(支店名含む)に漏れがないか。	
	金融機関代表者氏名に漏れがないか。	
②信用保証書		
③役員等氏名一覧表		
日付に漏れがないか。		
役職名に漏れがないか。		
氏名、氏名のカナ、生年月日、性別、住所に漏れ、誤りがないか。		
申請者の所在地(住所)、事業所名、代表者氏名(氏名)に漏れ、誤りがないか。		
④請求書		
請求金額に誤りがないか。 ※ 不明な場合は未記入でも可。また、融資実行と共に繰上償還している場合は、繰上償還した融資の補助金利用状況によって金額が決まるため、未記入のまま提出すること。		
債権者(申請者)の所在地(住所)、事業所名、代表者氏名(氏名)、電話番号※任意に漏れ、誤りがないか。		
振込先の金融機関名、支店に漏れ、誤りがないか。		
振込先の口座種別、口座番号に漏れ、誤りがないか。		
口座名義人、フリガナに漏れ、誤りがないか。 ※振込時にエラーにならないよう記入すること。		
その他		
修正方法に誤りがないか。 ※ 修正方法は、修正箇所に二重線で訂正し、 ①申請者欄に押印の上同一印で訂正 ②金融機関欄に押印の上同一印で訂正 ③申請者(代表者)の自署 ④金融機関代表者の自署のいずれかの方法で修正すること。		
県制度	⑤市納税証明書	
	※ 市制度融資を利用する場合は、融資申込書に添付すること。なお、年度や税目、税額の記載のないものに限る。	

【注意】提出時に①～④(県制度の場合は①～⑤)の一つでも御提出がない場合は、申請書類一式返送します。